

第九号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第二十一条の」を「第三十条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。